

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.010

処 分 名	指定排水設備工事店の臨時指定
処 分 の 概 要	資格の要件を備えていない場合でも、特定の建設工事のために特に必要があると認めるときは、その建築物に係る排水設備工事に限り、指定工事店として臨時指定することができる。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第9条 春日部市指定排水設備工事店規則第7条
審 査 基 準	春日部市指定排水設備工事店規則 （臨時指定） 第7条 市長は、第2条に規定する資格の要件を備えていない場合でも、特定の建設工事のため特に必要があると認めるときは、その建築物に係る排水設備工事に限り、指定工事店として臨時に指定することができる。 2 臨時に指定する指定工事店は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による管工事業の許可を受けているものでなければならない。
標準処理期間	21日（休日は含まない。）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成27年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階下水道課
備 考	

■春日部市指定排水設備工事店規則

(臨時指定)

第7条 市長は、第2条に規定する資格の要件を備えていない場合でも、特定の建設工事のため特に必要があると認めるときは、その建築物に係る排水設備工事に限り、指定工事店として臨時に指定することができる。

2 臨時に指定する指定工事店は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による管工事業の許可を受けているものでなければならない。

■春日部市指定排水設備工事店規則

(指定証の返還)

第9条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指定証を市長に返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により指定の停止又は取消しを受けたとき。

(2) 第5条に規定する継続指定が受けられなかったとき。

(3) 営業を停止し、又は廃止したとき。